# ユーネクストサービス利用規約

2023年6月1日版



## ユーネクストサービス利用規約

## 第一章 総則

## (規約の適用)

第1条 株式会社 U-NEXT(以下、「当社」といいます。)は、ユーネクストサービス利用規約(以下、「本利用規約」といいます。)を定め、これに基づき、ユーネクストサービスを提供します。当社とユーネクストサービスの提供を受ける者との間に締結される契約(以下、「サービス利用契約」といいます。)は、以下の条項によるものとします。

## (規約の変更)

第2条 当社は、契約者に対し、第4条各号に定める通知を行うことにより、本利用規約を変更できるものとします。

#### (用語の定義)

第3条 本利用規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味	
契約申込者	当社にサービス利用契約の申し込みをする者	
契約者	当社とサービス利用契約を締結した者	
対応機器	当社の指定する技術的基準に適合するユーネクストサービスの対応機器	
対応機器レンタル	当社が別途定める対応機器レンタルに関する利用規約に基づき、契約者がレンタ	
契約	ル対応機器の貸与サービスを受ける契約	
レンタル対応機器	対応機器レンタル契約に基づき当社が契約者に貸与サービスする機器	
ユーネクストサービ	契約者に対し対応機器を介し、情報、コミュニケーション、ソフトウェア、映像、画像	
ス	(写真を含みます。)、音楽、音声その他の情報(以下、総称して「番組」といいま	
	す。)を有料で提供するサービスの総称	
チャンネルサービス	契約者が月額利用料を支払うことで放送と同等に視聴可能となる映像配信サービ	
	ス	
ビデオ見放題サー	見放題プランと、基本チャンネルプランでペイパーデイサービスを購入した契約者	
ビス	が視聴可能となる映像配信サービス	
ペイパービューサー	契約者が都度購入することで、それぞれに定められた期間中視聴可能となる映像	
ビス	配信サービス	
ペイパーデイサー	基本チャンネルプラン契約者が購入できるサービスで、購入後、購入金額に応じて	
ビス	   定められた期間中ビデオ見放題サービスの視聴が可能となるサービス 	

ユーネクストプラット	ユーネクストサービスを提供するために当社が構築する設備一式
フォーム	
ユーネクストプラット	当社が指定するプラットフォームを使用することにより、ユーネクストサービスに対
フォームサービス	するアクセスを可能とするサービスの総称
アカウント	ユーネクストプラットフォームサービス利用のため契約者に当社が発行するアカウ
	ント

#### (契約者に対する通知)

第4条 本利用規約の変更、ユーネクストサービスに関する事項その他の重要事項等の契約者に対する通知は、当社の判断により以下のいずれかの方法で行うものとします。

- (1) 対応機器の画面上、および当社ホームページ上に掲載することにより行います。この場合、掲載された時をもって、全ての契約者に対し通知が完了したものとみなします。
- (2) サービス利用契約申し込みの際またはその後に当社に届け出た契約者の電子 メールアドレス宛への電子メールの送信により行います。この場合、当社が契約者 へ電子メールを送信した時をもって、契約者に対する通知が完了したものとみなし ます。
- (3) サービス利用契約申し込みの際またはその後に当社に届け出た契約者の住所宛への郵送により行います。この場合、郵便物を契約者の住所に発送した時をもって、契約者に対する通知が完了したものとみなします。
- (4) その他、当社が適切と判断する方法で行います。この場合、当該通知の中で当社 が指定した時をもって、当該通知が完了したものとみなします。

#### 第二章 契約

(ユーネクストサービスプランの種類)

- 第5条 ユーネクストサービスには以下の種類のプランがあります。以下プランの契約申し込みについては当社が別途定めるパック販売約款第5条に従うものとします。
  - (1) 基本チャンネルプラン
  - (2) 見放題プラン
  - (3) 見放題ダブルプラン A
  - (4) 見放題ダブルプラン B
  - (5) 見放題ダブルチャンネルプラン A
  - (6) 見放題ダブルチャンネルプラン B

- (7) 見放題ダブルバリュープラン A
- (8) 見放題ダブルバリュープラン B
- 2. 当社は、当社が定めるチャンネルサービス内のチャンネルの組み合わせの変更、または これらに含まれているチャンネルの終了をすることができるものとします。
- 3. 当社が指定する対応機器を、当社所定の方法にて購入する場合、本条第1項各号に定めるプランのうち、見放題プランに限り、月額利用料が、ユーネクストサービス利用開始日の属する月の翌月から起算して12ヶ月分無料になるものとします。

#### (契約の単位)

第6条 サービス利用契約は、対応機器 1 台毎に行なわれるものとします。

#### (契約の申し込み)

- 第7条 契約者によるサービス利用契約の申し込みは、本利用規約に同意の上、当社所定の方法 により行うものとします。
  - 2. サービス利用契約は、1名の自然人からの申し込みに限り受け付けるものとし、法人、その他社団、組合等からの申し込みは受け付けません。

#### (契約申し込みの承諾)

- 第8条 当社は、前条のサービス利用契約の申し込みを承諾するときは、第4条に基づき契約申込 者に通知します。
  - 2.当社は、次の各号の一に該当する場合には、サービス利用契約の申し込みを承諾しない ことがあります。
    - (1) 契約申込者が、サービス利用契約の申し込みの際に虚偽の事実を通知したことが 判明したとき。
    - (2) 契約申込者が、サービス利用契約で定められた利用料金その他債務の支払いを 現に怠り、または怠る恐れがあると当社が判断したとき。
    - (3) その他サービス利用契約の申し込みを承諾することが、技術上、または当社の業務の遂行上、支障があると当社が判断したとき。

## (契約者のサービス利用開始日)

第9条 契約者のサービス利用開始日は、第4条に基づき当社が利用開始の通知をした日とします。但し、対応機器レンタル契約を締結している場合は、契約者がレンタル対応機器を受領した日とします。

#### (契約事項の変更等)

- 第10条 契約者は、サービス利用契約の申し込みの際当社に通知した住所または連絡先等に 変更がある場合は、当社所定の方法により、遅滞なく当社に届出るものとします。
  - 2. 前項の届出があったときは、当社は、契約者に対しその届出のあった事実を証明する 書類の提示を求めることがあります。
  - 3. 契約者は、ユーネクストサービスのプランを変更する場合においては、当社が別に定

める方法により、当社に変更の申込みまたは通知をしなければなりません。

(契約者によるサービス利用契約の解約)

- 第11条 契約者はサービス利用契約を解約しようとするときには、そのことをあらかじめ当社所 定の方法で通知するものとします。
  - 2. サービス利用契約の解約日は、前項に定める通知を当社が受領した日が属する月の 末日となります。
  - 3. 前項の定めにかかわらず、対応機器レンタル契約を締結している契約者のサービス 利用契約の解約日は、物件が当社に返却された日が属する月の末日となります。
  - 4. 月額利用料は解約日まで発生するものとします。
  - 5. 当社が指定する対応機器を、当社所定の方法にて購入した場合を除き、第 9 条に定めるサービス利用開始日の属する月の末日がサービス利用契約の解約日となる場合、当社は、契約者に対し当社が別途定める料金表に規定する事務手数料を請求します。

(利用制限)

- 第12条 当社は、次の場合には、ユーネクストサービスの利用を制限することがあります。
  - (1) 当社がユーネクストサービスを提供するために、技術上、一時的な使用制限が必要と判断した場合
  - (2) ユーネクストサービスの提供に必要な設備に故障が生じた場合
  - (3) 停電、火災、地震その他の不可抗力によりユーネクストサービスの提供が困難な場合
  - (4) その他、ユーネクストサービスを提供できない合理的な理由が生じた場合
  - 2. 当社は、前項の規定により、ユーネクストサービスの利用を制限するときは、原則として 契約者に通知します。但し、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(当社による利用停止・契約解除)

- 第13条 当社は、次の場合には、契約者によるユーネクストサービスの利用を停止、もしくは サービス利用契約を解除することがあります。次の各号に該当する契約者が対応機器 レンタル契約を締結している場合、当社は当該契約者に対し当社が対応機器レンタル 契約の別途定める料金表で規定する違約金を請求します。
  - (1) 契約者が本利用規約第8条(契約申し込みの承諾)第2項(1)(2)の規定に該当 することが判明した場合
  - (2) 契約者が本利用規約に違反したと当社が認めた場合
  - (3) 契約者の所在が不明になった場合または契約者と連絡が取れない場合
  - (4) ユーネクストサービスの運営を妨害し、または当社の名誉信用を毀損した場合
  - (5) 契約者が当社に対し負担する債務について当社が指定する支払期日を経過して

もなお支払わない場合

- (6) 債務の決済に使用するクレジットカードまたは契約者が指定する預貯金口座の 利用が認められない場合
- (7) その他、契約者として当社が不適切と判断した場合

## 第三章 料金等

(料金)

第14条 月額利用料その他ユーネクストサービスの利用にかかる料金は、当社が別途定める料金表に規定するところによるものとし、契約者は、ユーネクストサービス利用の対価として、当該料金を支払うものとします。

(ペイパービューサービス、ベイパーデイサービス等の購入)

- 第15条 契約者は、ペイパービューサービス、ペイパーデイサービス等、都度購入の申し込みを 行うサービス(以下、総称して「都度購入視聴商品」といいます。)を利用する場合、その 都度当社が別途定める方法にて購入の申し込みを行うものとします。購入の申し込み が完了した場合、当社の責に帰すべき事由による場合を除き、事由の如何を問わず購 入の申し込みを撤回または取り消すことはできません。
  - 2. 都度購入視聴商品は、契約者が購入の申し込みを完了した時刻から起算して当社が別に定める期間が満了する時刻まで視聴できます。
  - 3. 都度購入視聴商品の購入は、契約者自身が行うものとします。
  - 4. 契約者の対応機器を介して購入された都度購入視聴商品は、全て契約者自身によって購入されたものとみなされるものとし、第三者によって不正使用等が行われた場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとします。

(料金の支払い方法)

- 第16条 契約者は、別途定める料金表に規定する料金を次の各号に定める方法により支払いを 行うものとします。
  - (1) 当社が定めるクレジット会社のクレジットカードによる支払い。
  - (2) その他当社が定める支払方法。

#### (月額利用料の請求)

第17条 契約者が支払う月額利用料は、契約者の利用開始日の属する月の翌月から発生します。なお、月額利用料の日割計算を行わないものとします。

- 2. 事由の如何を問わずサービス利用契約が終了した場合を除き、ユーネクストサービス の利用が継続されているものとみなし、利用の有無にかかわらず月額利用料が発生し ます。
- 3. 契約者が購入した都度購入視聴商品等の料金は、購入の申し込みが完了した日の属する月の利用料として発生します。

#### (契約者の通信料金等)

- 第18条 契約者がユーネクストサービスを利用するために必要な電気通信回線の通信料金等は、利用料金には含まれず、契約者が別途これを負担するものとします。
  - 2. 契約者は、ユーネクストサービスを利用するために必要な機器類(テレビを含みます)および電気通信回線への接続の準備ならびにこれらの維持管理を自らの責任と負担で行うこととします。

#### (延滞利息)

第19条 契約者は、当社に対する金銭債務の履行を怠った場合、支払期日の翌日から起算して 完済の日まで年 14.5%の割合で算出した延滞利息を、当社に対し支払うものとしま す。

#### 第四章 その他

#### (料金の減額)

- 第20条 当社は、ユーネクストサービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき事由によりその提供をしなかったときは、ユーネクストサービスが完全に利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、契約者の料金減額請求に応じます。
  - 2. 前項の場合において、当社は、ユーネクストサービスが完全に利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後その状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する月額利用料の合計額を発生した損害とみなし、その額を損害賠償金額の上限とします。
  - 3. 前項の規定に基づき行う料金減額は、ユーネクストサービスの復旧から3ヶ月以内に契約者からの請求があった場合に限り当該請求者に対し行います。

#### (免責)

第21条 当社は、本利用規約に定めがあるもののほか、本利用規約に基づくユーネクストサービスの一時停止もしくは利用制限、サービス利用契約の変更、または契約解除により契約者が被った損害、および当社の責めに帰すべからざる事由により第三者との間で生じたトラブルに起因して契約者が被った損害に対して、いかなる責めも負わないものとし

ます。

- 2. 当社は、ユーネクストサービスの利用に関連して当社が契約者に対し損害賠償責任を 負う場合、損害賠償の範囲は、特に定めがない場合、当該契約者が直接の結果として 現実に被った通常損害の範囲に限られ、逸失利益、当社の予見の有無を問わず発生し た特別損害、付随的損害、間接的損害その他の拡大損害については責任を負わないも のとします。ただし、ユーネクストサービスに関する当社と契約者との間の契約(本規約 を含みます。)が消費者契約法に定める消費者契約であって当社の故意又は重過失に よる場合を除きます。
- 3. 当社は、契約者その他のいかなる者に対してもユーネクストサービスの提供に必要な設備の不具合・故障、第三者による不正侵入、商品取引上の紛争、その他原因の如何を問わず、いかなる責任も負わないものとします。
- 4. 当社は、ユーネクストサービスおよびユーネクストサービスにより提供される情報に関して、その完全性、正確性、有用性等に関するいかなる保証も行いません。
- 5. 当社は、ユーネクストサービスを通じて契約者または第三者が取得した情報等の利用結果についてのいかなる保証も行わず、また損害賠償も行わないものとします。
- 6. 天災、事変その他の不可抗力により、当社がユーネクストサービスを提供できなかったと きは、当社は、その損害について一切の責任を負わないものとします。

#### (禁止事項)

- 第22条 契約者は、ユーネクストサービスを利用するにあたり、次の各号で定める行為を行って はならないものとします。
  - (1) 契約者と同一世帯以外の第三者に対して視聴させる等の著作権または著作 隣接権その他の権利を侵害する行為または侵害の恐れのある行為
  - (2) ユーネクストサービスにより利用しうる情報の修正、翻案、変更、改ざん、切除、翻訳、その他の改変行為
  - (3) ユーネクストサービスの運営を妨げるような行為
  - (4) 法令または公序良俗に反する行為
  - (5) 犯罪行為または犯罪行為に結びつく恐れのある行為
  - (6) 当社、他の契約者または第三者の名誉、人格もしくは信用等を毀損する行為 またはこれらの者に不利益を与える行為
  - (7) 対応機器によらないユーネクストサービスの利用
  - (8) ユーネクストサービスを商用目的に利用すること、またはユーネクストサービスを利用して、第三者に対して商業行為を行うこと
  - (9) ユーネクストサービスの日本国外での利用および利用を目的とした技術の使用
  - 2. 契約者は、契約者として有する権利の第三者への譲渡、使用許諾、売却または契約者

として有する権利に対する質権の設定等担保に供する行為を行ってはならないものとします。

#### (権利の承継)

- 第23条 相続により、サービス利用契約の契約者の地位は相続人に承継されるものとします。
  - 2. 前項の場合、相続人は、速やかに当社が指定する方法により相続の事実および当社の 指定する事項を当社に通知しなければならないものとします。

(ユーネクストサービスに関する権利の帰属)

第24条 ユーネクストサービスを通じて当社、またはユーネクストサービスで配信する各種情報 の提供者(以下、「コンテンツプロバイダ」といいます。)が提供する各種番組に関する著作権などの知的財産権その他の権利は、特段の定めのない限り、当社またはコンテンツプロバイダに帰属するものとし、各情報の集合体としてのユーネクストサービスのレイアウト、デザインおよび構造に関する著作権などの知的財産権その他の権利は、当社に帰属するものとします。

#### (アカウント等)

- 第25条 契約者がユーネクストサービスを利用するためには、ユーネクストプラットフォームサービスにて利用するアカウントを使用するものとします。
  - 2. ユーネクストプラットフォームサービスで使用可能なアカウントには、当社が契約者に付与する主契約アカウントと契約者自身の別途の申込みに従い当社が付与するファミリーアカウントがあります(以下、主契約アカウントおよびファミリーアカウントを個別にまたは総称して「アカウント等」といいます。)ユーネクストプラットフォームサービスの利用にあたり契約者は、同居の親族(但し、当社の認める範囲に限ります。)のためファミリーアカウントを3個まで申込むことができます。契約者以外の者がファミリーアカウントの申込みをすることはできません。
  - 3. ファミリーアカウントの付与および利用は、契約者がそのファミリーアカウント使用者に本規約を遵守させることを条件とします。ファミリーアカウント使用者による本サービスの利用は、理由の如何を問わず、契約者によるユーネクストプラットフォームサービスの利用とみなし、ファミリーアカウント使用者が本規約に同意したものとして取扱います。当社は、その裁量によりいかなる理由でもファミリーアカウントの申込みを拒否する権利、ファミリーアカウントの 使用を停止する権利およびファミリーアカウントを削除する権利を保有します。
  - 4. 契約者は、アカウント等を第三者に販売、譲渡等をしてはならないものとします。契約者は、アカウント等の盗難または第三者による不正使用の事実を知った場合、直ちにその旨を当社に連絡するものとします。その場合において、当社から指示がある場合、契約者は当社の指示に従うものとします。
  - 5. 当社は、前項に定めるアカウント等の販売、譲渡等が行われた場合またはその恐れが

あると当社が認めた場合、もしくは一定期間ファミリーアカウントが使用されていないと 当社が認めた場合、該当するアカウント等を一時的に利用停止しまたは削除することが あります。また、主契約アカウントが削除された場合、関連するファミリーアカウントも同 時に削除されます。

- 6. 契約者は、当社所定の方法により、ファミリーアカウントにアクセスすることができ、ファミリーアカウントの利用(有料サービスおよびコンテンツ・サービスへのアクセス等) について、当社所定の方法により、制限を設けることができます。ファミリーアカウントの使用について当社から契約者またはファミリーアカウント使用者に対し通知を送る場合があります。契約者は、ファミリーアカウント使用者の一切の行為((コンテンツ・サービスの利用、ペイパービューサービスの購入等)およびその他当社が随時指定するユーネクストサービスを含みますが、これらに限定されません。)に対して、契約者の故意または過失および当該ファミリーアカウント使用者の個別の行為についての契約者の認識の有無に関わらず、金銭の支払いその他一切の債務を含め、すべての責任を負うこととなります。
- 7. 契約者はアカウント等(パスワード、その他当社が指定する情報を含みます。以下同じ。)を自己の責任において管理するものとし、アカウント等の不正使用が行われないよう、その情報を適切に保管する義務を負うものとします。アカウント等について使用上の誤り、ユーネクストプラットフォームサービス利用規約に基づくアカウント等の利用停止、削除その他何らかの理由により契約者に損害が生じても、当社は一切責任を負わないものとします。なお、アカウント等が使用された場合は、該当する契約者またはファミリーアカウント使用者による使用とみなすものとします。
- 8. 契約者が、契約者以外の情報を登録してファミリーアカウントの申込みをする場合には、ユーネクストプラットフォームサービス利用規約の内容および当社が第三者に対し、個人情報を開示することにつきファミリーアカウント使用者の同意を得た上で、ファミリーアカウント使用者に関するすべての必要情報を提供し、当該申込みを行うものとします。
- 9. コンテンツやサービスの種類によっては、ファミリーアカウントではアクセスできないよう になっている場合もあります。
- 10. コンテンツやサービスの種類によっては、各アカウントでの利用にあたり、アカウント事に購入または契約が必要となる場合があります。
- 11.アカウント等を利用して同一のコンテンツを同時に視聴または利用することはできないものとします。

#### (Cookie 等属性情報について)

第26条 当社は、ユーネクストサービスにおいて以下各号の目的のため、Cookie または ActiveX等により契約者および契約者が認める視聴者の情報およびアクセス履歴等の 属性情報を使用します。

- (1) 各番組を円滑に提供するため。
- (2) 契約者および契約者が認める視聴者の興味、嗜好等の属性情報に基づきユーネクストサービスにおいて、バナー広告または動画広告等の送信、表示等を含む様々な方法により、当社または第三者の商品・サービスの広告宣伝行為を行うため。
- (3) ユーネクストサービスの視聴者数または通信のトラフィック量を調査するため。
- (4) 契約者および契約者が認める視聴者が視聴手続きした情報に基づき、ユーネクストサービスを簡単に利用したり、当社からの情報の伝達を容易に行うため。
- (5) ユーネクストサービスの番組またはサービス内容等を改善するため。

#### (補償)

第27条 契約者は、ユーネクストサービスの利用、契約者による本利用規約もしくは個別規約の 違反を原因とする知的財産権その他の権利の侵害に起因する第三者からの請求(合 理的な弁護士費用を含みます。)について、契約者自身が一切の費用と責任において これを解決するものとし、当社、当社の関係会社または当社を含むユーネクストサービ スの提供者等に損害を被らせないこととし、契約者資格を喪失した後も同様とします。

#### (ユーネクストサービスの終了)

第28条 当社は、契約者に対する1ヶ月前の予告をもって、ユーネクストサービスの提供を終了することができるものとします。この場合、当社は契約者その他のいかなる者に対していかなる責任も負わないものとします。

#### (業務委託)

第29条 当社は、ユーネクストサービスに関する業務の全部または一部を当社の責任において 第三者に委託することができます。

#### (反社会的勢力に対する表明保証)

- 第30条 契約者は、サービス利用契約締結時および締結後において、自らが暴力団または暴力 団関 係企業・団体その他反社会的勢力(以下、総称して「反社会的勢力」という)ではな いこと、反社会的勢力の支配・影響を受けていないことを表明し、保証するものとしま す。
  - 2. 契約者が次の各号のいずれかに該当することが合理的に認められた場合、当社はなんら 催告することなくサービス利用契約を解除することができるものとします。
    - (1) 反社会的勢力に属していること
    - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していること
    - (3) 反社会的勢力を利用していること
    - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていること

- (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること
- (6) 自らまたは第三者を利用して関係者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたこと
- 3. 前項各号のいずれかに該当した契約者は、当社が当該解除により被った損害を賠償する 責任を負うものとし、自らに生じた損害の賠償を当社に求めることはできないものとします。

### (ポイントの付与)

- 第 31 条 当社は、ユーネクストサービス利用のため契約者に対してポイントを発行することがあります。ポイントの有効期間は発行日から起算して 90 日間とし、期間満了までに費消されていないポイントは理由のいかんを問わず消滅するものとします。
  - 2. ポイントは譲渡できないものとします。

#### (債権の譲渡および譲受)

- 第 32 条 契約者は、月額利用料等本サービスにかかわる債権を当社が指定する譲渡先に譲渡することをあらかじめ承認するものとします。この場合、当社は、契約者への個別の 通知または 譲渡承認の請求を省略するものとします。
  - 2. 契約者は、本サービスを提供する当社以外の事業者(当社が別に定める者に限ります。以 下この条において同じとします。)の規約等に定めるところにより当社に譲り渡すこととさ れた当該事業者の債権を譲り受け、当社が請求することをあらかじめ承認するものとしま す。この場合、本サービスを提供する事業者および当社は、契約者への個別の通知または 譲渡承認の請求を省略するものとします。
  - 3. 前項の場合において、当社は、譲り受けた債権を当社が提供する本サービスの料金とみなして取り扱います。

#### (その他)

- 第33条 本規約のいずれかの規定が法律に違反していると判断された場合、無効または実施できないと判断された場合であっても、当該条項以外の規定は、引き続き有効かつ実施可能とします。
  - 2. 本規約から生じる当社の権利は、当社が権利を放棄する旨を契約者に対して 明示的に通知しない限り、放棄されないものとします。
  - 3. 本規約は、日本の国内法に準拠し、日本の法律に従って解釈されるものとし、本規約もしくは本サービスに関する紛争または本サービスに基づいて生じる一切の権利義務に関する紛争は、東京簡易裁判所または東京地方裁判所のみをもって第一審の専属管轄裁判所とします。

4. 本サービスに関する訴訟は、当該訴訟の原因が生じてから一年以内に提起されなければならないものとします。

## 附則

(実施期日)

本利用規約は平成 29 年 6 月 26 日から実施します。

•2023年6月1日改定